

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会」を「特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、条例中において規定している特定非営利活動法人の名称が変更されたことに伴い、所要の改正をする必要による。